論 文

幼児の移動リスクになっている保育施設の点字ブロック

筑波大学医学医療系 水野智美 筑波大学医学医療系 徳田克己

I. はじめに

ノーマライゼイションの理念が浸透し、障害者 や高齢者が積極的に社会に参加し、活動できるた めの法律や制度が整いつつある。高齢者、障害者 等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称、 新バリアフリー法)はその例である。これらの法 律によって、障害者や高齢者が安全に移動できる 環境が作られ、地域の諸施設を利用することが可 能になる。

視覚障害者の安全かつ快適な移動のための設備として視覚障害者誘導用ブロック(以下、点字ブロック)がある。点字ブロックには、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示す警告ブロックと進行方向を示す誘導ブロックの2種類がある。警告ブロックは階段前、横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、案内板の前、障害物の前、駅のホームの端等に設置されている。誘導ブロックは視覚障害者がブロックの突起を足裏や白杖で確認して突起の方向にしたがって進むことができるように設置される。

点字ブロックが広範囲に設置されるようになったこと、車いす使用者や高齢者の社会参加が盛んになり、これらの人々が外出する機会が増えたことから、車いす使用者や高齢者、乳幼児を連れた人などから「点字ブロックが移動上のバリアになっている」という声をしばしば聞くようになった。つまり、点字ブロックは視覚障害者にとってはなくてはならない設備であるが、車いす使用者などの移動に困難のある人からは「あると困る」と感じられている状況が指摘されているのである(富樫・水野・徳田,2007; 水野・徳田,2010;

徳田・水野, 2011)。

水野・徳田(2010)が点字ブロックの上で子どもがつまずいた経験があるかどうかを441名の保護者に尋ねたところ、「非常によくある」と答えた者が2%、「時々ある」28%、「数回ある」21%、「あまりない」39%、「全くない」11%という結果が得られ、約半数の幼児がつまずいていることがわかった。その状況を具体的に尋ねたところ、「点字ブロックでつまずいて転び、頭に大きなたんこぶを作った」「割れたままになっている点字ブロックにつまずいて転んだ」などの意見があった。また、「階段の手前に設置されているブロックにつまずいて、階段の下に転落し、けがをした」と回答した者がいた。

回答者のなかには「階段前では子どもの手をしっかり握り、点字ブロックで転ばないように気をつけている」「歩道上にたくさんの点字ブロックがあると、子どもを歩かせたくないと感じ、だっこすることになる」と答える者もあり、子どもが点字ブロックの上を移動する際にけがをしないようにしている保護者が多いことが確認できた。

最近では、幼稚園や保育園、認定こども園内のバリアフリーが整備されてきており、車いすや歩行器を使用している子ども、あるいは保護者のためにスロープが設置されている園が増えている。ところが驚くことに、点字ブロックが玄関や建物の中に設置されている園がいくつもあるのである。視覚障害のある子どもや保護者のために設置したものと思われるが、園内の点字ブロックは園児や保育者の移動のバリアになることがあっても、利点は何ひとつない。

本稿では、園内に点字ブロックを設置しているケースをもとに、幼稚園、保育園、認定こども園の中の点字ブロックがなぜバリアになるのかを設置例をもとに具体的に論じ、間違った設置がこれ以上進まないように提言したい。

Ⅱ. 下り階段の直前に警告ブロックを設置しているA幼稚園

A幼稚園では、下り階段の始まる直前に警告ブロックが設置してある(写真1)。しかし、階段の終わりには設置されていない。

全盲の園児がいる場合でも、この場所には点字 ブロックは必要ない。そもそも幼児は点字ブロッ クを使用した移動の仕方を学習していない。階段 の移動を指導する歩行訓練士は、白杖を使用して いる人を対象としている。このことから、白杖の 使用を学習していない幼児に対して歩行訓練士 も指導が困難である。全盲幼児は、腕をバンパー のように前に出して、前方の障害物を検知するが、 その方法では、前方の段差を知ることは難しい。

写真1を見ると、手すりが両側に設置してあることがわかる。全盲幼児であっても右側の手すりを利用すれば、どこから階段が始まるかを知ることができる。手すりの場所までは壁伝いに歩き、手すりを発見したら階段があることを覚えればよいのである。もしも保護者の中に視覚障害者がいても、誰かがガイドをしてくれるであろうし、もしもその保護者が単独歩行をする場合においても、この場所では手すりを使うはずである。ゆえに、点字ブロックは不要である。



写真 1. A幼稚園の階段の点字ブロック

そればかりか他児がこのブロックの凸部でつまずき、階段の下まで転落してしまう恐れがある。 非常に危険なブロックの設置であると言える。

さらに、通常の設置方法から考えて、このブロックの位置は階段に近すぎる。これだけ段差に近い位置に設置すると、つまずいて前によろけた際には転落してしまう。加えて全盲や視力の低い子どもの歩き方はすり足になることが多いので、このブロックに足が引っかかることも考えられる。ゆえに、たいへん危険である。

Ⅲ.屋外用の金属製の鋲を屋内の階段に設置してあるB保育園

B保育園には、屋内の階段の一番上に金属製の 鋲を用いて警告ブロックとするとともに、各段の 端にふみ外し防止用に1列に打ち込んでいる(写 真2)。この園は「はだし保育」の実践をしており、 子どもも保育者も上履きをはかず、素足である。 この金属鋲は屋外用であり、通常、革靴などの靴 底で検知可能なように固い材質で作られている (写真3)。したがって、素足でこの鋲をふむと、 非常に痛いことから、子どもも保育者もこの鋲を ふまないように歩くことになる。そうすると階段 の上り下りの際に、身体を横向きにするという、 とても不自然な歩き方になり、かえって危険性が 増す。

ただし、通常、屋内で用いられるような(足が 痛くならない)ブロックがこの場所に必要であっ たかといえば「不要である」と言わざるを得ない。 この場所では、視覚障害者は手すりを手掛かりに して階段を利用することになる。前述のように、 そもそも保育施設の中には点字ブロックは不要 であること、しかも、もしこれが保育施設でない としても各段の1列の鋲の打ち込みをしてはいけ ないことがその理由である。

加えて言えば、これが屋外の設置場所であるとするならば、下った後の階段の終わり部分にブロックが設置されていない点も大きな誤りである。 一般的に言えば、階段には始まりと終わりに警告ブロックを設置しなければならないのである。



写真 2. B保育園の階段の点字ブロック



写真 3. B保育園に設置されている金属鋲

B保育園の園長に、この鋲の設置理由を尋ねたところ、「数年前に弱視児が入園した際に、建設会社の提案を受けて設置した」ということであった。この設置は完全な間違いである。点字ブロックは全盲者が杖や足裏でその凸部を探知しながら歩くためのものである。弱視者は残存視力を用いて、視覚的な情報をフルに使って歩かなくてはならず、特に幼少期では「見る経験」を積んで視機能を向上させることが必須である。建設会社がこのことを認識しておらず、「視覚障害児には点字ブロックが必要である」と安易に考えたことが誤った設置の大きな原因である。

弱視者には各段の縁を視認性の高い白色か黄 色で着色することによって、段のふみ外しを避け ることができるのである。

すなわち、B保育園の階段の点字ブロックに

は、①不要な場所に設置してある誤り、②設置してあるブロックが屋外用である誤り、③階段の各段に設置している誤り、④階段の終わりに設置していない誤り、⑤弱視の人が認識しやすいように階段の縁を着色していない誤りという、いくつもの誤りが複合している。いずれにしても、早急に撤去すべきであると言えよう。

IV. 階段の踊り場に誘導ブロックを設置 してあるC認定こども園

写真 4 は、C認定こども園の中にある階段の踊り場に設置された誘導ブロックと警告ブロックである。この園で点字ブロックが設置されているのはこの箇所だけである。正式な点字ブロックの設置方法から考えても、この設置は間違っている。通常は、階段の踊り場は階段の始まりと終わりに警告ブロックを設置することになっている。

視覚障害者は慣れていない場所では壁伝いに歩くが、慣れた場所では自分なりのルートを決めて歩くようになる。この場所では、踊り場の曲がり部分の内角側を、手すりを手掛かりにして歩くのが最も安全である。

ただし、視覚障害児が内角側を上っていて、他 児が下りている際に、他児の視界は壁によって遮 られているため、踊り場で衝突する可能性がある。 つまり、階段での右側通行を徹底すれば、視覚障 害児が上る場合には外角側を壁伝いに歩く必要 がある。そうすれば下りてくる他児と衝突するこ とはない。そのためには、踊り場の点字ブロック をすべて撤去したうえで、写真5の赤色の部分の ように、手すりを伸ばして設置することが有効で ある。そうすれば、上り階段の終わりの位置を正 確に把握できる。

C認定こども園の園長に、この場所の点字ブロックの設置理由を尋ねたところ、数年前に弱視の子どもが入園したときに建設会社のアドバイスを受けたとのことであった。このケースもB保育園と同様に、設計士に知識がないために起こった誤った設置ケースである。



写真 4. C 認定こども園の階段の点字ブロック

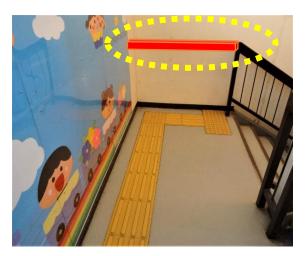


写真 5. 踊り場の階段の手すりのつけ方

Ⅴ. 結語

者がいる場所には点字ブロックが必要である」という考えは間違っている。ましてや弱視の子どもには全く必要がない。弱視児はできるだけ残存視力を使って、視機能を向上させなくてはならない。そもそも視覚障害者の自宅には点字ブロックはない。生活空間を移動する際には、学習による慣れから、点字ブロックは必要ないのである。ただし自分なりのランドマーク(例えば、柱や手すり)を用いて、目印にすることは多い。点字ブロックは他の人たちのバリアになるが、柱や手すりはもともとそこにあるものなので、他者のバリアにはならない。

園内には点字ブロックは必要ない。「視覚障害

視覚特別支援学校などのように、多くの視覚障 害者が広い施設や場所を利用するような場合に は、屋内にも点字ブロックを設置している場合がある。また、市役所のような公共施設にも屋内に点字ブロックが設置されている。それは「他者のバリア」と「視覚障害者のメリット」を天秤にかけて判断した結果であると思われる。その視点から考えても、保育施設の中の点字ブロックは、「他児のバリア」になっていても、「視覚障害児のメリット」にはなっていない。ゆえに、早急に撤去すべきである。

猫文

水野智美・徳田克己 (2010) 点字ブロックが車い す使用者、高齢者、幼児の移動にどの程度のバ リアになっているのか,厚生の指標,57 (1), 15-20.

MIZUNO T. & TOKUDA K. (2017) Necessity for the Creation of an Installation Guide for Tactile Walking Surface Indicators and Its Viewpoints 1: The Detail of a Guide for Pedestrian Crossings, *The Journal of Develop*mental Disabilities, 21 (3), 127-141.

MIZUNO T., TOKUDA K., NISHIDATE A. & ARAI K. (2008) Installation Errors and Corrections in Tactile Ground Surface Indicators in Europe, America, Oceania and Asia, Journal of Inter-national Association of Traffic and Safety Sciences, 32 (2), 68-80.

富樫美奈子・水野智美・徳田克己(2007) 車いす 使用者の移動においてバリアとなっている点 字ブロック,障害理解研究,9,49.57.

TOKUDA K. (2015) Creating Installation Guidelines for Tactile Ground Surface Indicators (Braille Blocks) for the Visually Impaired, TRAFFICAND SAFETY SCIENCES, 184-187.

TOKUDA K. & MIZUNO T. (2010) Obstacles Positioned over Tactile Ground Surface Indicators, *The Asian Journal of Disabled* Sociology, 10, 1-14.

徳田克己・水野智美(2011)『点字ブロック:日本 発 視覚障害者が世界を安全に歩くために』福 村出版.

Tactile Walking Surface Indicators at Childcare Facilities that are Risks of Toddler's Travel

Since Tactile Walking Surface Indicators are used wildly as well as public participation by people in wheelchair and senior citizens are more active and the opportunities for those people to go out has increased, we often hear that "Tactile Walking Surface Indicators are becoming a barrier in traveling" by people in wheelchair, senior citizens, and people with toddlers. Recently, barrier free facilities in nursery school is more sufficient and there are many places where slopes are set up for children in wheelchair or walker and for parents. However, there are many schools that have Tactile Walking Surface Indicators at the entrance or inside the building. It is presumed that it is set up for children with visual impairment or the parents, but Tactile Walking Surface Indicators in nursery school may be a barrier for traveling with no advantage. In this thesis, Tactile Walking Surface Indicators set up at 3 kindergarten, nursery school and child institution are focused on and discussed why they become barriers specifically. In conclusion, Tactile Walking Surface Indicators set up in daycare centers should be removed quickly.